

歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制優遇をご希望の場合は、当協議会までご連絡ください。

○寄附者が個人の場合

社会福祉法人に対して直接寄附する場合は、所得税(国税)の寄附金控除対象になりますが、共同募金会を通じて寄附を行う場合は、さらに個人住民税(地方税)の寄附金税額控除対象にもなります。

控除の計算式

<所得税に係る寄附金控除額>

所得税の場合は、①所得控除又は②税額控除のいずれかを任意に選べます。

① 所得控除

寄附金額(年間所得の40%を限度とする額) - 2千円

② 税額控除

(寄附金額 - 2千円) × 40% 控除額は所得税額の25%が上限

<住民税に係る寄附金税額控除額>

{寄附金額(年間所得の30%を限度とする額) - 2千円} × 10%

※「寄附金控除」とは、寄附者のその年分(1月~12月)の課税対象となる所得から、該当する額が控除されることを言います。

※「寄附金税額控除」とは、納付すべき住民税の額から該当する金額が控除されることを言います。当協議会では、東京都共同募金会に「住民税の優遇措置希望者リスト」を提出するため、税制上の優遇措置を希望される場合には、必ず当協議会にご連絡ください。

○寄附者が法人の場合

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出に当たり寄附額を「全額損金」とすることができず。

税制上の優遇措置について詳細 <https://www.akaihane.or.jp/find/tax/>